

1. 内部統制基本方針の策定

本市では、法令等を遵守した職務の執行等を図るため、平成 22 年から内部統制の整備及び運用に取り組み、令和 2 年度に内部統制を統括する部局を設置し、効率的かつ効果的な行政運営を推進しています。

こうした中、地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)により、内部統制制度が導入され、内部統制に関する方針の策定と必要な体制を整備すること等の努力義務が課されました。

本市では、これまで実施してきた内部統制の取組を継続するとともに、この方針に基づき、職員が一体となって事務の適正な執行の確保を図ることにより、市民から信頼される岐阜市の実現を目指し、安定的・持続的に行政サービスを提供します。

(1)目的

次の 4 つの内部統制の目的を達成することができるよう、市を取り巻くリスクを的確に把握し、その影響を最小限に抑えるためのリスク管理を行います。

①業務の効率的かつ効果的な遂行

- 趣旨：事務の手順や必要なルールを定め、適正に運用されていることに加え、効率的かつ効果的な事務の遂行がなされているかの確認を行う
- 取組：事務取扱マニュアルの整備及び点検、内部統制推進課による内部監査、各部局における日常的モニタリング など

②財務報告等の信頼性の確保

- 趣旨：事務手続の適正化を図り、予算や決算による財務報告等の信頼性を確保する
- 取組：財務リスクに関する異常事案(リスク)事前対応策の実施 など

③業務に関わる法令等の遵守

- 趣旨：職員のコンプライアンスを徹底する
- 取組：法令等遵守推進強化月間(職員研修、事務取扱マニュアルに係るグループワーク) 職員等公益通報 など

④資産の保全

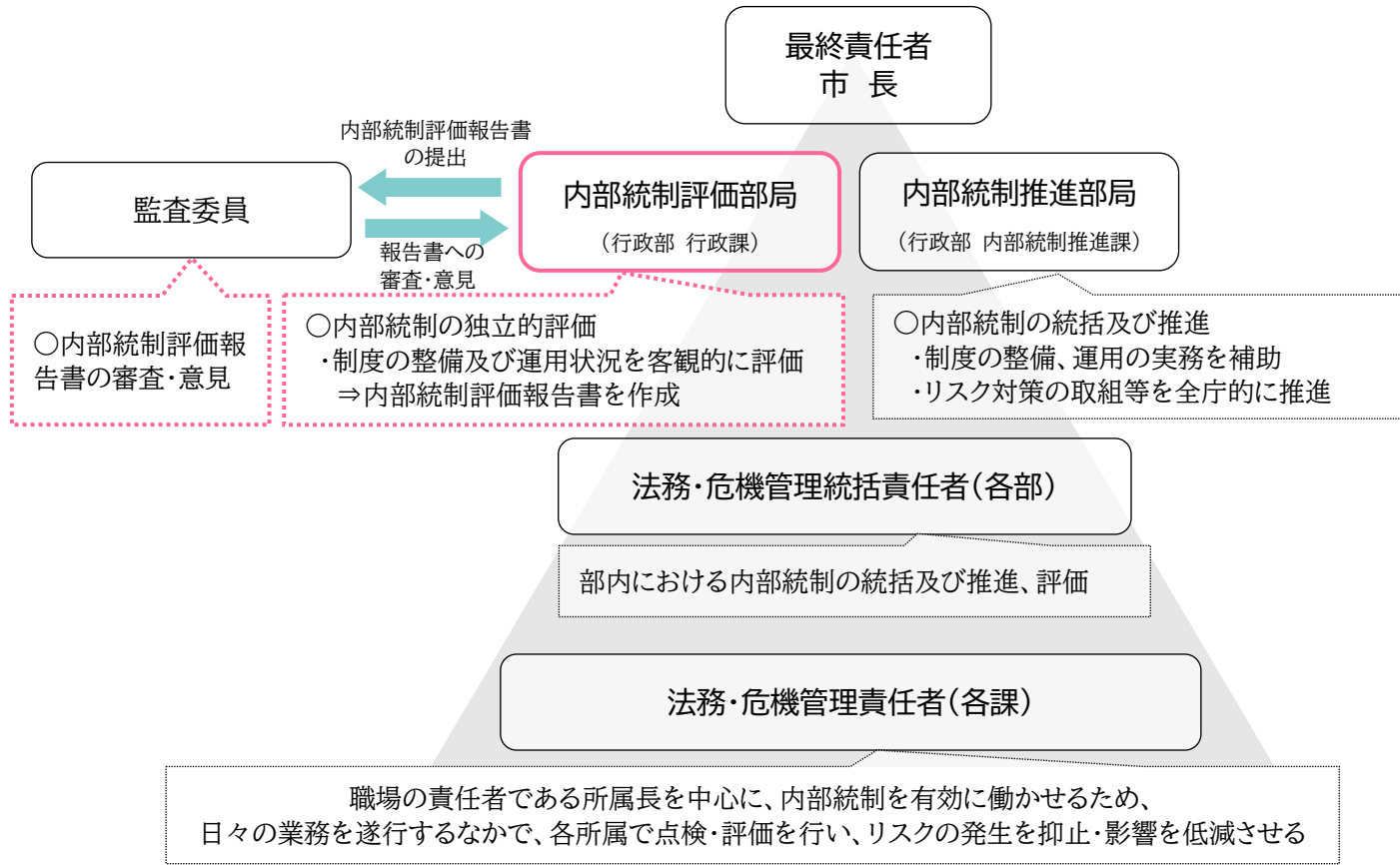
- 趣旨：市が保有する財産や住民に関する情報等の資産を適正に管理する
- 取組：定期的な公有財産の現況確認・台帳の整備、岐阜市情報セキュリティポリシーによる情報管理 など

(2)内部統制の対象とする事務

- 市が行う全ての事務
- ・(全ての事務のうち)財務に関する事務については、地方自治法第 150 条第 2 項の規定を適用 ⇒内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査・意見を付した上、議会提出
 - ・従来(H22)からの取組は、継続して実施

2. 実施体制

本市における内部統制の実施体制は、以下のとおりです。



3. 具体的な取組内容

具体的な取組内容は、以下のとおりです。(評価対象期間:各年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日まで)

